働き方の見直し と キャリア権

ーキャリア志向の多様性 と キャリア自律支援 を考えるー

新労働政策研究会第2回公開セミナー

2024（令和６）年 12月 17日

諏訪 康雄

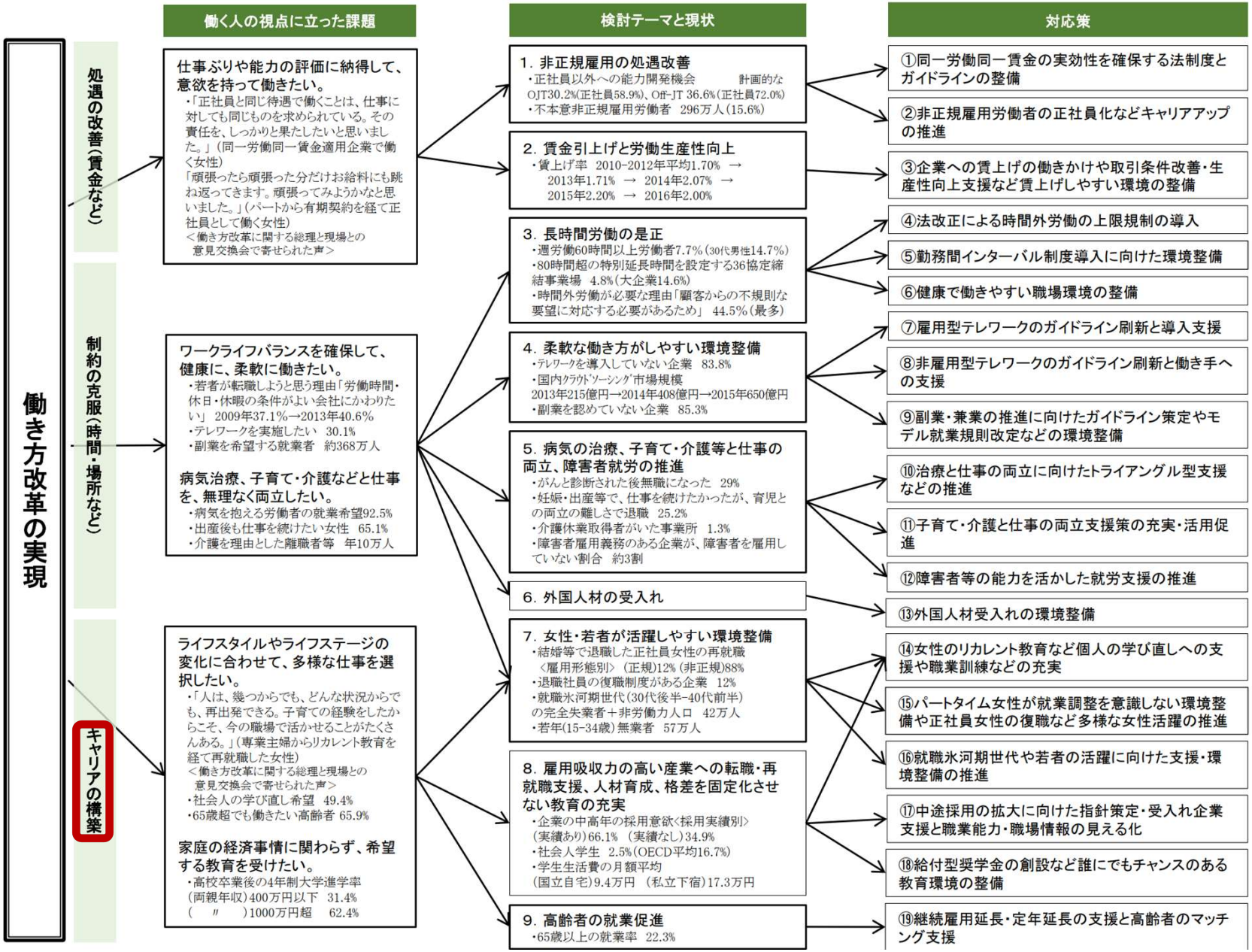

（出所）働き方改革実現会議「働き方改革実行計画（概要）」2017年の概念図

2023年５月16日
新しい資本主義実現会議「三位一体の労働市場改革の指針」からの引用

三位一体の労働市場改革 の 基本的考え方

働き方は 大きく変化 している。

「キャリアは 会社から 与えられる もの」から

「一人ひとりが 自らのキャリアを 選択する」時代

となってきた。

経営サイドからの「キャリア自律」推進の動き

- **2006（平成18）年**　日本経営者団体連盟（略称、日経連。現在は日本経済団体連合会。以下、経団連）は、注目すべき提言を発表。表題は …
  『主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方～組織と個人の視点のマッチング～』

  「職場で**自律型人材（自ら主体的に考え行動する人）**が不可欠」としつつ、
  「安定志向から脱却し、個々人自らが向上、変革していく気概をもつ、意識改革に溢れた社内風土や職場づくりが求められている」と指摘。

- **2020（令和２）年**　経団連**『Society 5.0 時代を切り拓く材の育成―企業と働き手の成長に向けて―』**は、キャリア自律をこのように定義 …

  「『キャリア自律』とは、**働き手が当事者意識を持って自らの責任でキャリアを築き上げていく**ことである。働き手は、**“自分ごと”としてキャリアビジョンを描き、自身の価値向上に積極的に取り組んでいく**ことが望まれる。そのために、**企業は、社員が主体的に学び、中長期的なキャリアの展望を持てるよう支援**することが求められる」と指摘。

キャリア自律 とは？

- 個人が 主体的に自分のキャリアを設計し、実現していくこと
- **広い意味**では、二度とない**自分の人生**を 自分なりに意識し、自分なりの生き方を考え、それを主体的に展開していこうとすること
- **狭い意味**では、自分の人生における**職業をめぐるキャリアを自分なりに意識し、自分なりにその形成を見通し、それを主体的に展開していこうとする**こと
- 通例では、後者の **狭い意味** を指して 使われることが多い*

＊前者を**「ライフ」キャリア**、後者を**「ワーク」キャリア**と呼んで 区別する説もある。
以下では、主に**「ワーク」キャリア（職業キャリア）**を念頭に論を進める。

キャリア自律 の 法的基礎は？

キャリア権の構造

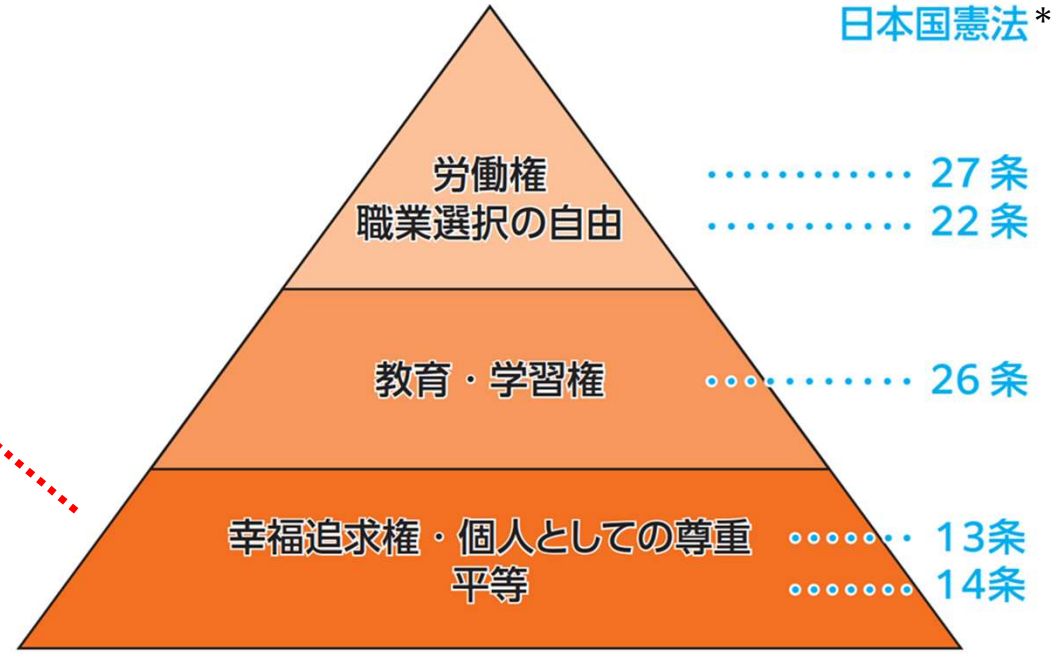

勤労の権利と義務

自己決定権・人格権

スポーツ権：
「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」
（スポーツ基本法 2011年、前文）

《 意欲、能力 に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、
職業生活をつうじて幸福を追求する権利 》

個人がそれぞれに キャリア展開 をする際の
《法的基盤》 となる権利概念（法的理念）

＊ 憲法の公布は1946年11月3日、施行は1947年5月3日　条文は当時まま

- **労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法・2001年雇用対策法は2018年改正・改称　現在「パワハラ防止法」と略称される。下記の理念は、現行法もそのまま）**

第３条（基本的理念）

労働者は、その**職業生活の設計が適切に行われ**、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、**職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮される**ものとする*。

- **職業能力開発促進法（能開法）**

第３条の３

労働者は、**職業生活設計**を行い、その職業生活設計に即して**自発的な職業能力の開発及び向上に努める**ものとする。

（**職業生活**＝ワーク・キャリア、**職業生活設計**＝キャリアデザイン、キャリアプランニングのこと）

キャリア権 とは？

➢個人が キャリアの展開をつうじて幸福を追求する権利

- **広い意味**では、二度とない**自分の人生**を 送っていくなかで、個人としての人格を尊重され、自分なりの人生の展開をつうじて幸福を追求する権利

- **狭い意味**では、**職業をめぐるキャリアを 送っていくなかで、個人としての職業上の人格が尊重され、自分なりの職業生活の展開をつうじて幸福を追求する権利**

- 通例では、後者の**狭い意味**を指して 使われることが多い*

＊前者を「**ライフ」キャリア権**、後者を「**ワーク」キャリア権**と呼ぶことも可能。
田中誠二氏（厚生労働審議官）による見事な解説（2024年6月10日）は
次のURLから視聴可能。**https://youtu.be/_fx1beINwIM**

要するに

① **キャリア自律**を法的に基礎づける権利が**キャリア権**ということ

② **憲法の諸条文**をキャリアの視点で体系的に整理すると浮かび上がってくる**「理念」としてのキャリア権** を反映して

③ 実際の法律や命令、政策に落とし込む **具体化の作業** は、***2001*年**以来、さまざまに進められている

④ ワーク・キャリア（職業キャリア）は「**職業生活**」、キャリア・デザインは「**職業生活設計**」という法令用語になっている

（**110以上の法令**で「**職業生活**」が使用され、使用箇所は**450件**ほどに上る。政府の法令データベースによる）